制 定 昭和52年1月18日 議会規則第3号 改 正 平成29年3月1日 議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、本組合議会が使用する公印の管理及び使用その他必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

- 第2条 公印の名称、ひな形、寸法、書体、印材、個数及び保管所は、別表のとおりとする。 (公印の保管者)
- 第3条 公印は、書記長が保管する。

(公印の管理及び使用)

第4条 この規則に定めるもののほか、公印の管理及び使用については、田辺市周辺衛生施設組合公印規則(昭和52年田辺市周辺衛生施設組合規則第2号)の規定の例による。 (その他)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月1日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

整理番号	名 称	ひな形	寸	法	書	体	印	材	個	数	保管所
1	議長の印	別掲	2. 4センチ	メートル角	てと	し書	7	k		1	事務局

整理番号	公印の名称	ひな形					
1	議長の印	田辺市周 辺衛生施 設組合議 会議長印					